

# 自動車をお持ちのみなさまへ

自動車税  
のしくみ

自動車税は、毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車（軽自動車を除く）の所有者（割賦販売の場合は使用者）に対して課税される県税です。（軽自動車は、市町村税として、別途、課税されます。）

5月上旬に皆様のお手元に届く納税通知書により、

## 5月31日（木）までに 納めてください。



## コンビニでも納められます!

自動車税は銀行や郵便局などの金融機関のほか、下記のコンビニエンスストアで、全国どこでも、土日夜間でも納付できます!

山梨県の自動車税を納付することができるコンビニエンスストア

セブン・イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ローソン、  
サークルK、サンクス、スリーエフなど ※詳細は、お手元の納税通知書でご確認ください。

### 車検時納付はダメ!

自動車税は、車検時ではなく納期限の5月31日（木）までに必ず納付してください。納期限までに納税されない場合は、督促状が送付され、延滞金が課されます。督促しても納税されない場合は、法に基づく滞納処分（差押え）を行います。納期限内の納税をお願いします。



### 車検用納税証明書について

納税通知書の右端にある自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）は、継続検査等（車検）の際に必要となります。納税後は自動車検査証（車検証）と一緒に大切に保管してください。また、自動車を譲渡・売却等により手放される際には、必ず納税証明書も一緒にお渡しください。



### 登録手続きは忘れずに

次の場合は運輸支局で、登録手続きを行う必要があります。登録手続きをおこたると、下取りに出した自動車や廃車した自動車の納税通知書が届いたり、新しい住所に納税通知書が届かなかったりなどトラブルの原因になります。

- 売買などで自動車の所有者が変わったとき…… 移転登録
- 自動車を廃車したとき…… 抹消登録
- 住所や氏名などが変わったとき…… 変更登録

# 自動車のグリーン税制について

平成23年度に新車新規登録した燃費性能に優れ、かつ、排出ガスがわずかな環境負荷の小さい自動車は、自動車税が1年間軽減されます。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、自動車税を上乗せする特例措置が行われています。



## 環境負荷の小さい自動車

環境負荷の小さい自動車は、自動車税を軽減しており、平成24年度に対象となる自動車は次のとおりです。

※なお、軽自動車はこの取扱いの対象にはなりません。

新車新規登録年度 (初年度登録)	自動車税が 軽減される期間	要件(以下の2つの基準を満たしたもの)		軽減率
		排出ガス基準	燃費基準	
平成 23年度  (平成23年 4月1日~ 平成24年 3月31日)	平成 24年度 のみ	<p>平成17年 排出ガス基準 75% 未満 国土交通大臣認定車</p>		通常の税率より 概ね50%軽減 されます。
		電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車。		



※車の後部などに排出ガス基準・燃費基準のステッカーが貼付されています。  
 ※燃費基準については、車検証の備考欄に「平成22年度燃費基準25%向上達成車」の記載があります。  
 ※ディーゼル車の場合は「平成17年度燃費基準25%向上達成車」となります。  
 ※排出ガス基準を満たす車は、車検証の型式欄が「D」から始まります。

## 新車新規登録から一定年数を経過した自動車

新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、自動車税を上乗せしており、平成24年度に対象となる自動車は次のとおりです。

対象車種	上乗せ率
平成11年3月31日以前に新車新規登録したガソリン車・LPG車	通常の税率より 概ね10%上乗 せされます。
平成13年3月31日以前に新車新規登録したディーゼル車	

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車については対象となりません。



### ●自動車税についてのお問い合わせ先

**山梨県自動車税センター**  
(総合県税事務所自動車税部)

☎055-262-4662  
〒406-8558 笛吹市石和町唐柏1000-4

### ●登録手続きについてのお問い合わせ先

**山梨運輸支局テレホンサービス**

☎050-5540-2039  
※電話がつながると自動音声案内が始まります。  
〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-9

正しく登録して山梨に納税を!